

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」と称し、愛称を「ホップ♪ ステップ♪のとがわ」とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地区で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とし、次の事業を行う。

(1) 能登川地区のまちづくり事業

(ア) 能登川地区のまちづくり計画の策定

(イ) まちづくりにかかる事業の企画・立案

(ウ) まちづくりにかかる広報・啓発

(エ) まちづくりにかかる事業

(2) 公共施設の指定管理事業

(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会および監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、能登川地区に在住および在勤、在学するすべての人と能登川地区の活動団体で構成する。会員は次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 準会員：能登川地区各自治会のまちづくりに関する代表者

(3) 賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

準会員は、自治会から提出の選出届をもって入会申込書とする。

(入会金および会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員および賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

準会員は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退会とする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費および入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 役員報酬の額またはその規程
- (5) 各事業年度の決算報告、事業計画、予算計画

- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第21条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち17名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 東近江市能登川地区自治会連合会の役員は、これを理事に充てることができる。

3 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

4 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 第25条2項による理事は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退任するものとする。ただし、次期の東近江市能登川地区自治会連合会役員が新たに理事に就任するまでは、理事としての権利義務を有する。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事または監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員に対しては、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第32条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第33条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、業務執行理事の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の免除

(種類および開催)

第37条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号または一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印する。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第46条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第47条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(剰余金の分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第56条 省略

(設立時社員の氏名および住所)

第57条 省略

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)

1. 平成25年4月1日施行
2. 平成27年6月20日施行 (変更; 第25条、第28条、第37条)
3. 平成28年5月28日施行 (変更; 第24条)